

「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」

第2回会合について

表記検討部会第2回会合が7月29日、中林理事長が出席しWeb方式で行われました。消防庁予防課事務局からの資料説明の後、理事長から次のような発言を行いました。

- 関澤部会長を始め検討部会の方々、消防庁の方々には、組合員の畜舎、堆肥舎の現況をご視察頂き、有り難く思います。また、前回の私の発言を踏まえ、畑地灌漑の消防利用について実態調査を頂き感謝申し上げます。
- 牛肉の関税は、年々下がり現在25.8%まで低下しており、輸入牛肉も国内需要の2/3程度を占めるようになり、肉用牛生産者は世界を相手に日々生き残りをかけた競争を行っている状況です。
- 今回の検討部会の一番の目的は、畜舎コストを下げることです。厳しい経営状況におかれている畜産経営に、無駄な投資をさせることのないよう、対応策を取りまとめて頂きたいと考えます。
- 畜舎面積に応じた消防用水については、寒冷地域においては、最も寒い時の凍結を考慮して、屋根を架けたり、ヒーターを用意したりという投資の指示を受けます。本当に必要な投資なのか見直していただけないでしょうか。
- 消火器の設置についても、ルールにこだわり、牛が通る場所に設置すると、必ず壊されてしまい、用をなさなくなります。一部地域で認めているように、不燃材で一定の面積以下であれば、消火器があれば良く、かつ初期消火に活用できる消火器配置場所を、畜産農家の考えに基づき柔軟に認めて頂けるようお願いいたします。
- 動力ポンプについても、設置を指示されましたが、具体的な使い方の指導はなく、単なる飾り物になっている例もあるようです。

理事長の発言等を踏まえた、検討の方向性は、別添「課題と対応策」のとおりですが、対応策のポイントを以下に示します。なお、次回10月7日第3回会合までに消防庁事務局のたたき台を基に、「報告書」をとりまとめることとなります。ご意見がございましたら、当組合事務局までご連絡ください。

【対応策のポイント】

I 消火設備（消火器）

特例の対象とする畜舎等については、原則、消火器の設置のみを求める。消火器は、火災初期の段階において、火災を消火し、その拡大を防止するために設ける最低限の消火設備であることからルールに基づく設置が必要である。ただし、専ら家畜の飼養又は排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分は除くこととする。

II 消防用水

①畜舎等の周辺において、畑地灌漑施設がある場合が多いことから、事前に「消防水利利用協定書」を結び、給水栓との接続が円滑に行えるよう器具を整備する等、畑地灌漑用水の利用を進めること、②複数の畜舎等を一体と見なす渡り廊下等の基準を緩和し、それぞれの畜舎等が別の防火対象物と見なすことにより、新たに消防用水槽の設置を行わなくてすむよう対応する。

III 動力ポンプ

今般の緩和により、II消防用水と同様に設置を行わなくてすむようになる。